

岐阜県高等学校安全振興会
理事長 笠原幸治

災害（授業・部活動・登校途中時等の事故）共済金の給付について

～お子様が対象の保護者様へのお願い～

日頃は岐阜県高等学校安全振興会の事業につきましてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。このたびは、お子様が災害共済金の給付のご対象となりました。お見舞い申し上げます。

これまで災害共済金の給付は、弊会から学校、さらに学校から保護者等様（被共済者であるお子様が災害共済金申請時には成人である場合もありますので保護者等様と表記しております。）へ振り込みをいたしておりました。しかし、令和7年4月からは、災害共済金の保護者等様への給付は弊会から保護者等様へ直接に、ご指定の口座に振り込ませていただきますと存じます。

本来ならば、給付金振り込みに関する書類（下記1 「書類イ」、「書類ウ」）は、保護者等様から弊会に直接ご送付いただくのが本意ではありますが、個人情報の管理を厳正に行いながら、災害共済金給付処理の円滑化を目指して下記の要領で学校を通じて関係書類のご提出をお願い申し上げます。

記

1 保護者のみなさまに学校からお渡しいただく書類

- (1) 書類ア この書類（「災害（授業・・・）・・・について」）です。
- (2) 書類イ 「災害共済金口座振り込み依頼書」
- (3) 書類ウ 「保護者等振り込み指定口座の通帳の表紙裏面(写し)」を貼る台紙
- (4) 書類エ 「クラフト封筒」（書類イ・ウを入れる封筒）

2 保護者のみなさまにご提出いただく書類

- (1) 書類イ 「災害共済金口座振り込み依頼書」
- (2) 書類ウに保護者等振り込み指定口座の通帳の表紙裏面(写し)を貼り付けるか、保護者等振り込み指定口座の通帳の表紙裏面をA4サイズにてコピーしたもの。
- (3) その他
上記の関係の書類は、当会HPに掲載してあります。

右のQRコードは書類イ・ウ・エのものです。



3 ご提出方法

- (1) 封筒をご準備ください。
封筒（「書類エ」で作成した封筒、または各自で準備いただいた封筒に「提出日」「所属学校名」及び「生徒（お子様）の氏名」を明記）に上記2（1）（2）の書類を入れてください。
- (2) 上記3（1）で作成した書類入りの封筒は、学校にそのままお渡しください。
 - ① 学校は、学校で準備する書類とともに上記3（1）の封筒をそのまま同封して、弊会に郵送されます。
 - ② 書類イと書類ウはその都度弊会で処分させていただき、災害共済金の給付振り込み以外には決して使用いたしません。

一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会
〒500-8889 岐阜市大縄場3-1 岐阜高等学校内
E-mail : info_4@gifu-koupren.org
TEL 058-201-1200 FAX 058-253-0146